

## 意見書第 1 号

### 日豪 E P A に関する意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 19 年 6 月 19 日提出

湯河原町議会議長 原田 洋 様

提出者	湯河原町議会議員	北村礒江
賛成者	同	高橋延幸
	同	村瀬公大
	同	半川義輝
	同	杉本光明
	同	小澤眞司
	同	松野 満

#### ( 提案理由 )

日豪 E P A が締結された場合、重要品目の輸入量が増大することにより、国内農業への深刻な影響と我が国の食料自給率低下が懸念されている一方、W T O 農業交渉において、重要品目の関税削減の例外扱いや柔軟な対応を求めています。

国は、平成 27 年度までに、食料自給率を 45% に向上させるとの目標を掲げ、農林漁業の活性化等を基本施策とした食育基本法も制定しています。

湯河原町議会においては、地産地消の推進等を目標とした「食文化推進宣言」を議決し、周知に努めております。

よって政府は、食料自給率向上に関する施策をはじめ、W T O 農業交渉での提案と整合性のある主張を貫くよう強く要望するため、意見書を提出するものです。

## 日豪 E P A に関する意見書

豪州は、牛肉、乳製品、米、麦など重要品目を生産する世界有数の農業国であり、日豪 E P A が締結された場合、関税が撤廃された重要品目の輸入量が増大する可能性が極めて大きく、国内農業に深刻な影響が現れ、さらに、我が国の食料自給率低下も懸念されます。

一方では、国は、W T O 農業交渉において、重要品目の関税削減の例外扱いや柔軟な対応を求め、食料を輸入している諸国等と連携して「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」の重要性を一貫して主張しています。

平成 17 年 3 月、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、国は、平成 27 年度までに、食料自給率を 45% に向上させるとの目標を掲げています。また、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等を基本施策とした食育基本法を制定し、地方公共団体に食育推進計画の策定を求めています。

湯河原町議会においては、平成 18 年 9 月定例会において、生産者の顔が見える安全安心な地域の産物の素晴らしさを広め、地産地消の推進等を目標とした「食文化推進宣言」を議決し、周知に努めております。

よって政府は、日豪 E P A 交渉を断固中断するとともに、W T O 農業交渉での我が国の提案と整合性のある主張を貫くよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 19 年 6 月 19 日提出

神奈川県湯河原町議会

( 提出先 )

内閣総理大臣

外務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣